商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

（令和８年４月１日現在）

商 品 名	・相続定期貯金「想いで」
ご利用いただける方	・過去１年以内に相続手続（他金融機関も含む）を行った個人 ◎相続によらない貯金のお預けはできません。 ◎お申込み時に「相続手続依頼書の写し」など相続財産の確認できる書類をご提示いただきます。
期　間	・定型方式 １年
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・１００万円以上（相続手続により相続した金額の範囲内） ・１円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金	 ◎特別金利 １年　０．６５％ ・特別金利は初回満期日までとし、自動継続以降は継続日におけるスーパー定期貯金＜単利型＞の店頭表示金利が適用されます。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円として１年を 365 日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは 20.315％（国税 15.315％、地方税５％）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
手 数 料	―
付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	**・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満　　解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満　　約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。**
貯金保険制度 （公的制度）	**・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51 条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。**
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融課（電話：0977-66-5060）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、ＪＡバンク相談所（電話：03－6837－1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。

	なお、福岡県弁護士会に直接お申立ていただくことも可能です。 福岡県弁護士会紛争解決センター （福岡弁護士会館）　　（電話：０９２－７９１－１８４０） （北九州法律相談センター）　（電話：０９３－５６１－０３６０） （久留米法律相談センター）　（電話：０９４２－３０－０１４４）
その他参考となる事項	・取扱期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日までとします。 ・上記取扱期間中であっても今後の金融情勢等により販売条件が変更となる場合や、お取り扱いを中止する場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡべっぷ日出